

「観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）」パブリック・コメント手続実施要領

令和7年9月17日
政策部企画課企画調整係

1 意見提出対象

観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）

2 資料入手方法

観音寺市ホームページ(<https://www.city.kanonji.kagawa.jp>)「パブリック・コメント」⇒「現在実施中のパブリック・コメント」⇒「観音寺市過疎地域持続的発展計画(案)」に掲載します。また、政策部企画課、市役所総合案内所及び各支所の窓口にて閲覧できるほか、同場所にて配布します。

3 意見等の提出方法

別紙の意見書に必要事項(住所、氏名(法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先(電話番号又はメールアドレス))を明記の上、意見提出期間内に、次のいずれかの方法により提出してください。なお、意見は日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kikaku@city.kanonji.lg.jp

意見提出先：政策部企画課企画調整係 宛て

※ 電子メールのタイトルに「観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）についての意見提出」という記載をお願いします。

(2) 郵送する場合

〒768-8601

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市政策部企画課企画調整係 宛て

(3) ファクシミリを利用する場合

FAX番号：0875-23-3920

FAX送付先：政策部企画課企画調整係 宛て

※ 意見提出の未送達を防ぐため、送付後に電話連絡してください。

(4)持参する場合

政策部企画課企画調整係(市役所本庁舎4階)、市役所総合案内所、各支所までお願いします。

※ なお、持参する場合は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に提出をお願いします。

※電話、口頭、匿名の意見は受け付けませんのでご注意ください。

4 意見提出締切日

令和7年10月16日(木)17時15分必着

※郵送については、令和7年10月16日(木)必着とします。

5 留意事項

提出された意見については、観音寺市のホームページに掲載するほか、政策部企画課及び各支所で閲覧できます。

住所(所在地)、電話番号及びメールアドレスは、意見提出の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のためにのみ利用し、提出意見の公開の際には公表しません。

なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。また、観音寺市パブリック・コメント手続要綱(平成20年観音寺市告示第53号)第6条第3項の規定に基づき、提出者の氏名等の記載がない意見等については、提出意見の公開の際に回答をいたしかねますので、あわせてご承知おきください。

【問い合わせ先】

住 所：〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

担 当：観音寺市政策部企画課企画調整係

電 話：(0875)23-3917

F A X：(0875)23-3920

E-mail：kikaku@city.kanonji.lg.jp